

申請自治体

埼玉県

商号又は名称

株式会社テストデータ

建設工事請負個別情報

業種名	工事名	実績高割合	資格情報	備考
1 土木工事業	土木一式工事	5 0 %		申請する業種を記入します。 建設業許可を得ていない業種や、経営事項審査を受けていない業種は、申請できません。 名簿有効期間内に自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。 5業種以内であっても、他の事業所で申請した業種は重ねて申請できません。 一部の自治体においては、業種入替の申請日時点で、令和3・4年度入札参加資格審査における格付を受けたことがある業種は、申請の対象となりません。
	農業土木工事	3 0 %		
	コンクリート構造物工事	1 0 %		
	大口径管工事	5 %		
	ニューマチックケーソン工事	0 %		
	シールド工事	0 %		
	P C 橋梁工事	5 %		
	希望しない工事	2 0 %		
割合合計	1 0 0 %			
2 電気工事業	総合電気設備工事	4 5 %	埼玉県知事 1 6 0 5 1	別冊4 <様式C1> (4)の表に記載された工事については、その資格等の登録番号、登録機関名を記入 『電気工事業』『管工事業』『電気通信工事業』『消防施設工事業』を申請する場合は、必ず確認してください。 資格情報等の記入及び書類の提出がない場合、申請できません。 資格取得者が複数いる場合は、1人分(主な方)の情報を記入しその資格情報(届出書等)の写しを提出してください。
	発電変電設備工事	1 5 %	埼玉県知事 1 6 0 5 1	
	送配電設備工事	1 3 %		
	電気設備工事	1 2 %	埼玉県知事 1 6 0 5 1	
	上下水道施設電気設備工事	5 %		
	その他工事	1 0 %		
	希望しない工事	2 0 %		
割合合計	1 0 0 %			
3 建築工事業	建築一式工事	6 5 %		申請する業種のうち、受注希望する工事分類名を「申請の手引の別表1(19~24ページ)」から選んで記入 【記入例】 建築工事業のうち、「建築一式工事」「木造工事」「軽量鉄骨工事」を希望。 「プレハブ工事」「コンクリートプレハブ工事」は希望しない。
	木造工事	1 5 %		
	軽量鉄骨工事	0 %		
	希望しない工事	2 0 %		
割合合計	1 0 0 %			
4				経営事項審査で受審した業種の完工高を工事分類名の工事で割合を振り分け、「受注希望工事」の小計と「希望しない工事」の割合の合計が、「100%」となるように、割合(数字)を記入 【記入例1 建築工事業】 「建築一式工事」65% 「木造工事」15% 「軽量鉄骨工事」0% 「プレハブ工事」15% + 「コンクリートプレハブ工事」5% = 希望しない工事20% 割合合計 100%
				工事分類ベースで詳細な実績が分からない場合は、実績を概算により按分して合計が100%となるように記入してください。 工事の種類を特定できない場合は、工事内容により主な工事に計上するか、又は工事高を按分してそれぞれの工事に計上してください。 受注希望工事の実績高割合が0%でも申請希望は可能です。 当該業種の売上げ実績がない場合は、各受注希望工事、希望しない工事、割合合計の実績高割合に「0%」と記入してください。
5				
	希望しない工事			
割合合計				

- ・申請業種を記入の上、申請の手引<別表1>を参考に、受注を希望する業種を記入してください。
- ・「希望しない工事」欄には、希望しない工事がある場合も無い場合も「0%」と記入してください。
- ・経営事項審査を受けていない業種、申請事業所で建設業許可を受けていない業種は申請できません。
- ・「電気工事業」「管工事業」「電気通信工事業」「消防施設工事業」の一部の工事については、資格がないと申請できません。(詳細は、「手引」を確認してください。)

< 様式 C 1 > 建設工事請負個別情報

(1) 「業種名」欄について

この欄は、今回申請する業種（5業種以内）を記入してください。

- ・ 建設業許可を受けていない業種は申請できません。
- ・ 経営事項審査を受審していない業種は申請できません。
- ・ 自治体ごとに、申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して名簿有効期間内に最大5業種までです。
- ・ 5業種以内であっても、他の事業所で申請した業種は、重ねて申請はできません。
- ・ 一部の自治体においては、業種入替の申請日時点で、令和5・6年度入札参加資格審査における格付を受けたことがある業種は、申請の対象となりません。
- ・ 業種入替の申請日時点で、令和5・6年度入札参加資格審査における格付を受けたことがある業種は、申請の対象となりません。

(2) 「工事名」欄について

この欄は、手引19～24ページの<別表1>の「受注希望工事分類」欄を参考に、受注希望する工事分類名を記入してください。

(3) 「実績高割合」欄について

ア 経営事項審査で受審した業種の完工高を、工事分類名の工事で割合を振り分けてください。

イ 前述(3)アで振分けた割合を、希望する工事分類に記入し、希望する工事分類に該当しない工事の売上げについては、『希望しない工事』欄にその割合を記入してください。

工事分類ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が“100%”となるように記入してください。

ウ 申請する業種ごとの実績高割合の合計は、各業種で“100%”になります。なお、工事分類名の工事の実績高割合が“0%”でも申請希望は可能です。

エ 工事の種類を特定できない場合には、工事内容により、主な工事に計上するか、又は工事高を按分してそれぞれの工事に計上してください。

才 経営事項審査で売上げ実績がない業種を申請する場合、希望する各工事の実績高割合は“0%”を記入してください。「希望しない工事」、「割合合計」も“0%”を記入してください。

(4)「資格情報」欄について

次頁の表に掲げる工事の受注を希望するときは、表の例のとおり資格情報及び登録機関名を記入してください。なお、資格取得者が複数いる場合は、1人分(主な方)の情報を記入し、その資格情報(届出書等)の写しを提出してください。

資格情報等の記入及び書類の提出がない場合、申請を受理しません。

業種名	工事分類名	「資格情報」欄の記入内容	記入例
電気工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」の届出番号又は「通知受理通知書」の通知番号	埼玉県知事11111 関東東北み11111
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管工事業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」の届出番号	埼玉県知事22222
電気通信工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(アナログ第1種、A I第1種、アナログ第2種、A I第2種、総合種又はA I・D D総合種)」の資格者証番号	AU00A12345
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(デジタル第1種、D D第1種、デジタル第2種、D D第2種、総合種又はA I・D D総合種)」の資格者証番号	
消防施設工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状の交付番号	埼玉県知事33333
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状の交付番号	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状の交付番号	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	